

滑川町福祉センター愛称募集要項

1 趣旨

滑川町では令和7年7月の開設を目指し、滑川町福祉センターの建設をしております。この施設は、「こども家庭センター」「こども第三の居場所」「社会福祉協議会」が一体となった、町の福祉拠点となる施設です。

こどもから高齢者まで幅広い世代の方々に親しまれ、愛着を持っていただけるよう、施設の愛称を募集します。

2 募集内容

こどもから高齢者まで幅広い世代の方々に親しまれ、滑川町福祉センターをイメージしたもの

3 応募資格

どなたでも応募できます。ただし、未成年の方は保護者の同意を得たうえで応募してください。

4 募集期間

令和7年5月16日金曜日まで（必着）

5 応募作品の要件

- (1) 作品は手書き、電子データどちらでも可能です。
- (2) 1人で複数の愛称を応募することができますが、愛称ごとに応募用紙を作成してください。

6 応募方法

応募は次のいずれかの方法で提出してください。

(1) 窓口に持参する場合

応募用紙を滑川町役場福祉課に提出してください。

(2) 郵送の場合

応募用紙を次の宛先に送付してください。

〒355-8585

埼玉県比企郡滑川町大字福田750番地1

滑川町役場福祉課 宛

封筒に「福祉センター愛称応募」と明記してください。

(3) 電子申請の場合

滑川町電子申請・届出サービスの

https://apply.e-tumo.jp/town-namegawa-saitama-u/offer/offerList_detail?tempSeq=93166

から必要事項を入力して応募してください。

7 審査・発表

- (1) 滑川町福祉センター建設等検討委員会等において審査を行い、愛称を決定します。
- (2) 愛称を決定したときは、応募者本人に通知するとともにホームページ、広報等で発表します。

9 注意事項

- (1) 応募愛称は、自作、未発表で第三者が有する著作権等の権利を侵害しないものに限ります。これに違反していることが判明した場合には、審査結果の発表後であっても採用を取り消します。
- (2) 応募愛称に関し、第三者との間で著作権その他の権利上の問題が生じた場合は、町は一切責任を負わないものとし、全て応募者の責任において対応することとします。
- (3) 採用愛称は応募者と協議の上、補正・修正する場合があります。
- (4) 採用愛称の著作権、商標権、意匠権その他一切の権利は、滑川町に帰属するものとします。また、その使用において著作者は著作者人格権を行使できないものとします。
- (5) 応募の受付、不採用の通知は行いません。
- (6) 審査に関する問合せ、異議の申し立ては一切受け付けません。
- (7) 応募者の個人情報、滑川町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第1号）に基づき適切に管理し、作品の審査及び発表に限り使用します。
- (8) 本要項に定めのない事項については、町の判断により決定します。
- (9) 応募者は、応募の時点で本要項に同意したものとします。

10 問合せ先

埼玉県滑川町役場
福祉課 こども福祉報担当
電話 0493-56-2056